

爬虫類に関する飼養管理基準検討箇所について

＜資料説明＞ 第一種動物取扱業の飼養管理基準においてヒアリング等で課題の指摘があった箇所と、爬虫類特有の検討が必要と思われる箇所（事務局案）を飼養管理基準省令の項目ごとに整理した。

条項号		項目名		ヒアリング等で課題が指摘	爬虫類特有の検討が必要（事務局案）	
第2条第1項						
	第1号 飼養施設や設備の構造や規模、その管理に関する事項					
	イ	飼養施設の管理				
		(1)	定期的な清掃・消毒			
		(2)	一日一回以上巡回、保守点検			
		(3)	清掃・消毒、保守点検の実施状況台帳の調製、保管			
		(4)	飼養施設の開口部の適切な管理			
		(5)	鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置		○	
		(6)	逸走を防止するための措置、施錠設備			
	ロ	飼養施設に備える設備の構造、規模				
		(1)	空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備える			
		(2)	ねずみ、はえの侵入防止又は駆除設備		○	
		(3)	ケージ等の構造及び規模	○	○	
		(4)	ケージ等の安全な構造及び素材			
		(5)	ケージ等の清掃が容易な構造及び素材			
		(6)	ケージ等の逸走防止が可能な構造及び強度			
	ハ	飼養施設に備える設備の管理				
		(1)	ケージ等の給餌給水設備	○		
		(2)	ケージ等の遊具・砂場、水浴び・休息等の設備	○		
		(3)	ケージ等の一日一回の清掃	○	○	
		(4)	ケージ等のふん尿の受け皿・床敷き等の措置		○	
		(5)	保管・訓練業者の動物搬出毎のケージ等の清掃消毒			
		(6)	ケージ等の施錠設備			
		(7)	犬猫の運動スペースの管理			
	第2号 従業者の員数に関する事項					
				従業者の員数について	○	
	第3号 動物の環境管理に関する事項					
		イ		温度・湿度、光、換気の管理、夜間の明るさ抑制	○	○
		ロ		犬猫の温度計・湿度計の設置等	○	
		ハ		犬猫の自然採光・照明による、日長変化に応じた光管理	○	
		ニ		死体の適切な処理		
		ホ		鳴き声・臭気、衛生動物等による周辺環境への影響防止		
	第4号 動物の疾病に関する事項					
		イ		施設導入の際の健康観察、契約相手方からの聴取り		
		ロ		疾病・傷害の予防、寄生虫予防又は駆除等		
		ハ		犬猫の毎年一回以上獣医師による健康診断		
		ニ		高齢猫の定期的な健康診断		
		ホ		ワクチン接種		
		ヘ		状態悪化時の受診について	○	
		ト		衛生動物による健康被害防止措置		○
		チ		疾病治療、ワクチン接種等に係る証明書交付		
	第5号 動物の輸送や展示に関する事項					
		イ	動物の展示			
			(1)	展示時間		○
			(2)	展示を行わない時間、休息設備		○
		ロ	動物の輸送			
			(1)	輸送設備の転倒防止		
			(2)	輸送中の目視観察設備・体制		
			(3)	輸送動物の種類、数		
			(4)	輸送設備の広さ、空間	○	
			(5)	輸送設備の清掃・消毒		
			(6)	空調設備の設置		
			(7)	輸送時の給餌、給水		
			(8)	輸送時間の短縮		
			(9)	衛生管理、事故、逸走等の防止措置		
			(10)	犬猫の輸送後2日間目視観察	○	○

第 6 号 動物の繁殖に関する事項					
	イ		遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せ		
	ロ		みだりな繁殖の防止措置		
	ハ		繁殖台帳の調製、保管		
	ニ		繁殖犬猫譲渡し時の繁殖台帳の譲渡し		
	ホ、 ヘ		犬猫の繁殖年齢、繁殖回数制限		
	ト		繁殖犬猫の獣医師診療、助言		
	チ		繁殖犬猫の帝王切開、診断書		
	リ		繁殖犬猫の健康診断等を踏まえた繁殖実施		
第 7 号 その他必要な事項					
	イ		健康及び安全が損なわれるおそれのある状態にしない		○
	ロ		哺乳類は、離乳等を終え成体と同様の餌を自力で食べられる場合に販売		
	ハ		環境の変化、輸送に対し十分耐性が備わった動物を販売・貸出し		
	ニ		販売・貸出し前の 2 日間以上目視観察		
	ホ		業者間における重要事項の文書交付・説明		
	ヘ		販売時の顧客への重要事項情報提供に対する署名		
	ト		貸出時の顧客への重要事項情報提供		
	チ		競りあっせん時の重要事項の文書交付・説明履行状況確認		
	リ		取引時の法令違反・そのおそれがないことの確認		
	ヌ		ケージ等外での飼養保管禁止		
	ル		ケージ等の構造及び規模に見合った動物の種類、数		
	ヲ		異種・複数飼養の際のケージ構造、動物の組み合わせ等	○	○
	ワ		幼齢犬猫等の社会化		
	カ		顧客の動物の個別収容		
	ヨ		適切な餌の種類を選択、適切な給餌給水		
	タ		犬猫の常時給水の確保		○
	レ、 ソ		運動スペース・運動時間の確保		
	ツ		犬猫の毎日の触れ合い		
	ネ		犬猫の夜間営業		○
	ナ		訓練方法		
	ラ		貸出し動物の撮影時の配慮		
	ム		一日一回以上の巡回による動物の数及び状態確認、記録台帳調製と保管		
	ウ		逸走時に備えた捕獲体制の整備、個体識別の実施		
	ヰ		野生由来の動物の飼養可能性を考慮した適切な種の選択、馴化措置	○	
	ノ	接触・譲渡しの方法			
		(1)	接触・譲渡しの時間帯について		○
		(2)	動物への接触方法について	○	
		(3)	顧客から動物への給餌	○	
	オ		業の廃止時の動物譲渡の努力		
	ク		やむを得ず殺処分する際の方法		
	ヤ		毒へび等の有毒動物飼養時の医薬品備え付け		
	マ		災害時の捕獲体制の整備、避難方法の確立		
	ケ		業の実施にかかる広告		
	フ		販売動物を顧客が目視等により確認、品種・生年月日等の掲示	○	
	コ		動取責任者研修の知識を他の職員へ伝達		
	エ		取引台帳の調製、保管		
	テ		競りあっせん業者による競り参加者への違反有無聴取、違反時の参加拒否		
	ア		犬猫のマイクロチップ装着・登録		

＜資料説明＞ 現行の飼養管理基準省令において、左から 1 列目に現行基準、左から 2 列目に現在検討中の犬猫以外の哺乳類における省令改正後の基準案、左から 3、4 列目（太枠内）に爬虫類に関する基準検討箇所とその課題を記載した。

- 青色文字：現行基準において犬猫のみに該当する箇所
- 緑色文字：哺乳類の基準案における変更箇所
- 緑マーカー：哺乳類の基準案において検討中の箇所
- 紫色文字：爬虫類の基準案に関するヒアリング・現地調査において、課題が指摘された箇所
- 紫マーカー：事務局において爬虫類特有の検討が必要と考えている箇所

現行基準（哺乳類、爬虫類、鳥類）	犬猫以外の哺乳類に関する基準案	犬猫以外の哺乳類に関する基準案における爬虫類に関する基準検討箇所	検討すべき課題
1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。 （2）一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。 （3）清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 （4）動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。 （5）動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。 （6）動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。 ロ飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 （1）臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。 （2）ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。 （3）ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。 ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 （一）犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易	1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。 （2）一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。 （3）清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 （4）動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。 （5）動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。 （6）動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。 ロ飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 （1）臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。 （2）ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。 （3）ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。 ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 （一）犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易	1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。 （2）一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。 （3）清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 （4）動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。 （5）動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。 （6）動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。 ロ飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 （1）臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。 （2）ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。 （3）ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。 ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 （一）犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易	■餌生物の扱いについて ・餌となるコオロギ等の鳴き声にも対応するか検討 ■餌生物の扱いについて ・虫を餌にする場合を検討(ショウジョウバエ、ゴキブリ等) ■ケージ等の規模について 下記基準を要するか検討 ・水棲、半水棲爬虫類が泳ぐ

に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。	に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。 （イ）ウサギにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長の二倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の二倍以上）、横の長さが頭胴長の一・五倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の一・五倍以上）、高さが頭胴長の一・七倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の一・七倍以上）とすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする又は、7号レにおける運動時間を設けること。 （二）犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。 （イ）犬にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。 （ロ）猫にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の三倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の三倍以上）とするとともに、ケージ等内に一以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を二段以上の構造とすること。 （ハ）運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。 （イ）犬にあっては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この（イ）において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の六倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養	に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。 （イ）ウサギにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長の二倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の二倍以上）、横の長さが頭胴長の一・五倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の一・五倍以上）、高さが頭胴長の一・七倍以上（複数のウサギを同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらのウサギのうち最も頭胴長が長いウサギの頭胴長の一・七倍以上）とすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする又は、7号レにおける運動時間を設けること。 （二）犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。 （イ）犬にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。 （ロ）猫にあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の二倍以上、横の長さが体長の一・五倍以上及び高さが体高の三倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の三倍以上）とするとともに、ケージ等内に一以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を二段以上の構造とすること。 （ハ）運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。 （イ）犬にあっては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この（イ）において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の六倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養	ための具体的な水位基準を示すべきとの意見 - 飼養展示施設の広さ及び空間の基準（体長体高、運動能力、行動範囲を踏まえたもの）を示すべきとの意見 - 爬虫類においては個体差、成長段階でのサイズ変化を考慮すべきか検討 - ペットショップ及びイベント販売等において、透明な食品パックの集積形態による展示（販売）が個体へのストレスになっているという意見
---	--	--	---

又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の六倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。 （i i）猫にあっては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この（i i）において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の二倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の二倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の四倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の四倍以上）とするとともに、ケージ等内に二以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を三段以上の構造とすること。 （二）運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。 （４）ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。 （５）ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。 （６）ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。 ハ飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 （１）ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 （２）ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、	又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の六倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。 （i i）猫にあっては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この（i i）において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の二倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の二倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の四倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の四倍以上）とするとともに、ケージ等内に二以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を三段以上の構造とすること。 （二）運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。 （４）ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。飼養施設にあっては、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。 （５）ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。 （６）ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。 ハ飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 （１）ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 （２）ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、	又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の六倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の二倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の二倍以上）とすること。 （i i）猫にあっては、一頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この（i i）において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の一頭当たりの床面積の二倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその二分の一以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の二倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の四倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の四倍以上）とするとともに、ケージ等内に二以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を三段以上の構造とすること。 （二）運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。 （４）ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。飼養施設にあっては、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。 （５）ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。 （６）ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。 ハ飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 （１）ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 （２）ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、	■自然な行動を発現させるための設備について ・水棲等で水場が設置されていれば給水器具は不要ではないかとの意見 ・生息場所ごとに異なる習性（陸棲、樹上棲、水棲、半水
--	--	--	--

砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。 （３） ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。 （４） ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。 （５） 保管業者及び訓練業者にあつては、（４）に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。 （６） 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。 （７）運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。	砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。 （３） ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。 （４） ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。 （５） 保管業者及び訓練業者にあつては、（４）に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。 （６） 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。 （７）運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。	砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。 （３） ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。 （４） ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。 （５） 保管業者及び訓練業者にあつては、（４）に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。 （６） 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。 （７）運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。	棲等）に応じた設備、種ごとの規定が必要ではないかとの意見 ■清掃について ・清掃時の爬虫類のストレスを考慮し、一日一回以上としない記載とするか検討（一日一回以上排便がない場合はその都度等） ・個体を入れ替える場合、ケージ等の設備について必ず洗浄・消毒を行うこと、そのままケージを使い回さないことを細部解釈で示すか検討 ・食べ残した餌（残さ）を別個体に供しないよう注意喚起が必要か検討 ・水棲・半水棲爬虫類の水場における水質の検査の義務付けなど、健康に問題ない水質の維持が可能な基準としてほしいとの意見 ・爬虫類特有の記載は必要ないか検討
２．動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）一人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については	２．動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）一人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については	２．動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）一人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については二十頭、猫については三十頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については十五頭、繁殖の用に供する猫については	■従業員の員数について ・飼育頭数に対する職員数の根拠の提示等の記載が必要との意見（不衛生な環境での飼養を防ぐため）

は二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。	は二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。	は二十五頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。	
3．動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 イ動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。 ロ犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。 ハ犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。 ニ動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。 ホ動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。	3．動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 イ動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に哺乳類以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。 ロ哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。 ハ哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。 ニ動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。 ホ動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。	3．動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 イ動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に哺乳類以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。 ロ哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。 ハ哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。 ニ動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。 ホ動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。	■温度計・湿度計の設置、光環境の管理（時間・波長）、夜行性に関する飼育環境について ・照明に関する記載について検討 ・一定の温度帯を定量的に基準化（●℃～●℃）などとするのではなく、温度勾配によって適切に体温を保つことができる環境を維持するといった定性的な基準にすべきとの意見 ・自然光が難しい場合には紫外線を含む照明が必要。記載すべきとの意見
4．動物の疾病等に係る措置に関する事項 イ新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあっせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。	4．動物の疾病等に係る措置に関する事項 イ新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあっせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。	4．動物の疾病等に係る措置に関する事項 イ新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあっせん業者（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。	

ロ飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。 ハ一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。 ニ販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。 ホ疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。 ヘ動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。 トねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。 チ販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。	ロ飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。 ハ一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。 ニ販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。 ホ疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。 ヘ動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、哺乳類の個体の状態が悪化した場合等は獣医師による診療を受けさせること。ただし、特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。 トねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。 チ販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。	ロ飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。 ハ一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年一回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を五年間保存すること。 ニ販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。 ホ疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。 ヘ動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、哺乳類の個体の状態が悪化した場合等は 獣医師による診療を受けさせること。ただし、特別な事情がある場合にあっては、この限りではない。 トねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。 チ販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。	■状態悪化時の受診について ・不健康な状態で販売や展示がされているとの意見 ■衛生動物について ・ハエ等を餌にする場合はケージ内で繁殖している状況などを考慮する必要はないか検討
5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 イ動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間(特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻(複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻)のうち最も早い時	5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 イ動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間(動物の展示開始時刻及び展示終了時刻(複数の動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻)のうち最も早い時刻から最も	5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 イ動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。 （1）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間(動物の展示開始時刻及び展示終了時刻(複数の動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻)のうち最も早い時刻から最も	■展示時間、展示を行わない時間について ・爬虫類の夜間展示、夜間販売について検討（夜行性を考慮するか）

刻から最も遅い時刻までの時間をいう。)は、十二時間を超えてはならない。 (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあつては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。 ロ動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。 (1) 輸送設備(動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。)は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。 (2) 輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。 (3) 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。 (4) 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (5) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。 (6) 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (8) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。	遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。)は、十二時間を超えてはならない。哺乳類(犬又は猫を除く。)の展示を行う場合には、原則として、午前8時から午後10時までの間において行うこととし、一日の動物の展示時間は、12時間を超えてはならない。 (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあつては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。 ロ動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。 (1) 輸送設備(動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。)は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。 (2) 輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。 (3) 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。 (4) 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (5) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。 (6) 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (8) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。	遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。)は、十二時間を超えてはならない。哺乳類(犬又は猫を除く。)の展示を行う場合には、原則として、午前8時から午後10時までの間において行うこととし、一日の動物の展示時間は、12時間を超えてはならない。 (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあつては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。 ロ動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。 (1) 輸送設備(動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。)は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。 (2) 輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。 (3) 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。 (4) 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (5) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。 (6) 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。 (8) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。	■展示時間、展示を行わない時間について ・哺乳類案を踏まえて爬虫類も含めるか検討 ■輸送について ・爬虫類にあつては輸送時にある程度固定されている方が安全という意見
---	---	---	--

（９）衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。 （１０）販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。	（９）衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。 （１０）販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であつて当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（Ⅱ）において「外部施設」という。）に輸送した場合は、この限りではない。 （１１）販売業者及び貸出業者にあつては、販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。	（９）衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。 （１０）販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であつて当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（Ⅱ）において「外部施設」という。）に輸送した場合は、この限りではない。 （１１）販売業者及び貸出業者にあつては、販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。	■輸送後の目視観察について ・爬虫類を含めるか検討（目視観察のために２日間留め置くことが逆にストレスとならないか） ・新たな施設への輸送・導入にあたっては、目視での健康観察に加え検疫を追加すべきとの意見
６．動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 イ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。 ロ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。 ハ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 ニ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。 ホ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供する	６．動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 イ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。 ロ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。 ハ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 ニ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。 ホ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供する	６．動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項 イ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。 ロ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。 ハ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 ニ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、ハの台帳の写しと併せて譲り渡すこと。 ホ販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供する	

ために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。 へ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。 ト販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。 チ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。 リ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。	ために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。 へ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。 ト販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。 チ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。 リ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。	ために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を六回までとするとともに、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。 へ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を六歳以下とすること。ただし、七歳に達した時点で生涯出産回数が十回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は七歳以下とする。 ト販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。 チ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。 リ販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。	
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 イ犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。 （１）被毛にふん尿等が固着した状態 （２）体表が毛玉で覆われた状態 （３）爪が異常に伸びている状態 （４）その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態 ロ販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 イ哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。 （１）被毛にふん尿等が固着した状態 （２）体表が毛玉で覆われた状態 （３）爪、門歯、蹄が異常に伸びている状態 （４）その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態 ロ販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。	7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 イ哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。 （１）被毛にふん尿等が固着した状態 （２）体表が毛玉で覆われた状態 （３）爪、門歯、蹄が異常に伸びている状態 （４）その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態 ロ販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。	■健康及び安全が損なわれるおそれのある状態について - 爬虫類の状態を追記するか検討（甲羅や皮膚が汚れている状態、苔が生えている状態など） - 爬虫類は「体表」という表現でよいか検討

ハ販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。 ニ販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。 ホ販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、（２）から（１０）までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。 （１）品種等の名称 （２）性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報 （３）平均寿命その他の飼養期間に係る情報 （４）飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 （５）適切な給餌及び給水の方法 （６）適切な運動及び休養の方法 （７）主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 （８）不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。） （９）（８）に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。） （１０）遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 （１１）性別の判定結果 （１２）生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等） （１３）不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。） （１４）繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場	ハ販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。 ニ販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。 ホ販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、（２）から（１０）までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。 （１）品種等の名称 （２）性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報 （３）平均寿命その他の飼養期間に係る情報 （４）飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 （５）適切な給餌及び給水の方法 （６）適切な運動及び休養の方法 （７）主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 （８）不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。） （９）（８）に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。） （１０）遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 （１１）性別の判定結果 （１２）生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等） （１３）不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。） （１４）繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場	ハ販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。 ニ販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。 ホ販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、（２）から（１０）までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。 （１）品種等の名称 （２）性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報 （３）平均寿命その他の飼養期間に係る情報 （４）飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 （５）適切な給餌及び給水の方法 （６）適切な運動及び休養の方法 （７）主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 （８）不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。） （９）（８）に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。） （１０）遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 （１１）性別の判定結果 （１２）生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等） （１３）不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。） （１４）繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場
---	---	---

合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地) (15)所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。) (16)当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等 (17)当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。) (18)(1)から(17)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項 へ販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。 ト貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。 (1)品種等の名称 (2)飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 (3)適切な給餌及び給水の方法 (4)適切な運動及び休養の方法 (5)主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 (6)遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 (7)性別の判定結果 (8)不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。) (9)当該動物のワクチンの接種状況 (10)(1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項 チ競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者によりホに掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。 リ動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこ	合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地) (15)所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。) (16)当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等 (17)当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。) (18)(1)から(17)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項 へ販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。 ト貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。 (1)品種等の名称 (2)飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 (3)適切な給餌及び給水の方法 (4)適切な運動及び休養の方法 (5)主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 (6)遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 (7)性別の判定結果 (8)不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。) (9)当該動物のワクチンの接種状況 (10)(1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項 チ競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者によりホに掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。 リ動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこ	合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地) (15)所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。) (16)当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等 (17)当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。) (18)(1)から(17)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項 へ販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。 ト貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。 (1)品種等の名称 (2)飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模 (3)適切な給餌及び給水の方法 (4)適切な運動及び休養の方法 (5)主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 (6)遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 (7)性別の判定結果 (8)不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。) (9)当該動物のワクチンの接種状況 (10)(1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項 チ競りあつせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者によりホに掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。 リ動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこ
---	---	---

と。 ヌケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。 ルケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。 ヲ異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。 ワ幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。 カ保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。 ヨ動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。 タ犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。 レ走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。	と。 ヌケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。 ルケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。 ヲ同一のケージ等に入れる同種哺乳類の飼育頭数、及び異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。 ワ幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとられるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。 カ保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。 ヨ動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。 タ哺乳類を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。 レ走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。犬猫以外の哺乳類にあつては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又	と。 ヌケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。 ルケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。 ヲ同一のケージ等に入れる同種哺乳類の飼育頭数、及び異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。 ワ幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとられるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。 カ保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。 ヨ動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。 タ哺乳類を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。 レ走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。犬猫以外の哺乳類にあつては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又	■複数・単数飼養について ■捕食・被捕食動物の近接展示について ・不適切な混合展示による共食いの事例があり、爬虫類に適用すべきという意見 ・展示及び輸送の際に捕食、被捕食関係にある動物種同士を見えないようにしたほうがよいか検討 ■給水の時間について ・爬虫類も含めるか検討（給餌・給水の必要頻度は、幼体／成体でも異なる）
---	--	--	---

ソ運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 ツ犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 ネ販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。 ナ展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演技をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。 ラ貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。 ム一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 ウ動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。 ヰ販売業者、展示業者及び貸出業者にあつ	又は保管をする場合には、必要な頻度と時間を定め、運動することができる状態に置くこと。 ソ運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 ツ犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 ネ販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。 ナ展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演技をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与える行為、過度に餌を減らす行為等を行わないこと。 ラ貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。 ム一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 ウ動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。 ヰ販売業者、展示業者及び貸出業者にあつ	は保管をする場合には、必要な頻度と時間を定め、運動することができる状態に置くこと。 ソ運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 ツ犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 ネ販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。 ナ展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演技をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演技、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為、暴力を加える行為、心理的抑圧・恐怖を与える行為、過度に餌を減らす行為等を行わないこと。 ラ貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。 ム一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。 ウ動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。 ヰ販売業者、展示業者及び貸出業者にあつ	■夜間営業について ・爬虫類も含めるか検討 ■野生由来の動物の馴化措置
--	---	--	--

ては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。 ノ動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。 （１）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。 （２）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。 （３）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。 オ第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が	ては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。 ノ動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。 （１）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間（特定成猫にあっては、夜間のうち展示を行わない間。以下同じ。）に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他特別な事情がある場合においては、この限りではない。 （２）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。哺乳類への触れ合い時に販売、貸出及び展示に従事する職員は、同時に触れ合いに用いられる動物の数、同時に触れ合いに参加する顧客の数、触れ合いスペースの広さ等に勘案し、顧客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。 また、顧客等が哺乳類に接触する場合には、動物に適度な休息を与え、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客から逃げることができる場所を常時確保するとともに、事前に動物への触れ合い方法について指導し、顧客の理解を文書又は口頭で確認すること。 また、過度に幼齢な個体、顧客との触れ合いにより過度なストレスを受ける個体、人と動物の共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した顧客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。 （３）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。 オ第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が	ては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。 ノ動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。 （１）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間（特定成猫にあっては、夜間のうち展示を行わない間。以下同じ。）に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他特別な事情がある場合においては、この限りではない。 （２）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。哺乳類への触れ合い時に販売、貸出及び展示に従事する職員は、同時に触れ合いに用いられる動物の数、同時に触れ合いに参加する顧客の数、触れ合いスペースの広さ等に勘案し、顧客による不適切な触れ合いが生じた場合に直ちに対応するために必要な人数を確保すること。 また、顧客等が哺乳類に接触する場合には、動物に適度な休息を与え、極めて短時間の接触を除き、動物が顧客から逃げることができる場所を常時確保するとともに、事前に動物への触れ合い方法について指導し、顧客の理解を文書又は口頭で確認すること。 また、過度に幼齢な個体、顧客との触れ合いにより過度なストレスを受ける個体、人と動物の共通感染症に感染している個体を用いないこと。また動物と接触した顧客等に、接触の前後に手指等を消毒させること。 （３）販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。 オ第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が	について ・人間への危害だけでなく、動物へ与えるストレスを踏まえた馴化措置が必要か検討 ■接触・譲渡しの時間帯について ・爬虫類も含めるか検討 ■動物への接触方法について ・厚労省の動物展示施設共通感染症のガイドラインと整合性を取るべきという意見 ・ふれあいを不可とすべきではないかという意見（リクガメ等に子どもを乗せる等の事例） ・動物の時間規制（１時間交代等）、職員の規定（１種につき一人等）、シェルター設置について規定すべきとの意見 ・動物に対する、また顧客に対する事故の記録、行政への報告、保険加入の義務化をすべきとの意見 ・触れ合い時の餌やりについて、量の制限、種類、常時給餌が必要な動物への配慮が必要ではないかとの意見 ・客の餌やり時の感染対策を徹底すべきとの意見
--	---	---	---

生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。 ク疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。 ヤ毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。 マ動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。 ケ第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。 （１）氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。 （２）安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのしない内容とすること。 フ販売業者にあつては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的記録を含む。）により表示すること。 （１）品種等の名称 （２）性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報 （３）性別の判定結果 （４）生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等） （５）生産地等 （６）所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。） コ法第二十二條第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。	生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。 ク疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。 ヤ毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。 マ動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。 ケ第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。 （１）氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。 （２）安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのしない内容とすること。 フ販売業者にあつては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的記録を含む。）により表示すること。 （１）品種等の名称 （２）性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報 （３）性別の判定結果 （４）生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等） （５）生産地等 （６）所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。） コ法第二十二條第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。	生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。 ク疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。 ヤ毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。 マ動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。 ケ第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。 （１）氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。 （２）安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのしない内容とすること。 フ販売業者にあつては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的記録を含む。）により表示すること。 （１）品種等の名称 （２）性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報 （３）性別の判定結果 （４）生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等） （５）生産地等 （６）所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。） コ法第二十二條第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。	■販売時の情報提供について ・爬虫類の密輸問題等を踏まえた記載が必要との意見
--	--	--	--

エ動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第二十一条の五第一項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。 テ競りあっせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。 ア販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。	エ動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第二十一条の五第一項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。 テ競りあっせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。 ア販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。	エ動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第二十一条の五第一項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。 テ競りあっせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。 ア販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第三十九条の六第一項に基づく変更登録）を受けること。ただし、法第三十九条の二第一項のやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。	
---	---	---	--